

○県立学校体育施設のスポーツ開放実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大府市における社会教育及びスポーツ活動の振興のため、県立学校体育施設スポーツ開放要綱の規定に基づき、大府市内の県立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で、児童、生徒その他の市民の使用に供すること（以下「スポーツ開放」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放施設及び日時)

第2条 開放する施設及び開放の日時は、別表のとおりとする。

(準用)

第3条 この要領に定めるもののほか、スポーツ開放について必要な事項は、大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(平成25年大府市教育委員会規則第 号)の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

開放施設	学校名	開放する日	開放する時間
グラウンド	愛知県立大府高等学校	日曜日・祝日	午前9時から午後4時まで
	愛知県立大府東高等学校		
	愛知県立大府養護学校		
	愛知県立桃陵高等学校	日曜日・祝日	午後1時から午後4時まで
テニスコート	愛知県立桃陵高等学校	日曜日・祝日	午前9時から午後4時まで
備考			
1 休日は、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。			
2 申請期間は、使用日の属する月の1月前の月の20日から使用日の4日前までとする。			